1 給与支払報告書（総括表）の記入例

【記入例】

A　令和９年度(令和８年分)給与支払報告書(総括表)

令和　年　月　日提出　水戸市長あて		指定番号	7700000000
給与の支払期	令和 8 年 1 月分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ	事業種目	販売業
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 ○× 商事	受給者総人員	18 人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上	報告人員 特別徴収対象者	3 人
フリガナ	ミトシチュウオウ	報告人員 普通徴収対象者（退職者）	2 人
同上の所在地	〒310-8610 水戸市中央１－４－１	報告人員 普通徴収対象者（退職者を除く）	7 人
		報告人員 報告人員の合計	12 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	水戸 太郎	所轄税務署名	水戸 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 水戸 花子 人事課 給与 係 （電話 029-224-1111 ）	給与の支払方法及びその期日	月給毎月25日
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 三の丸会計事務所 （電話 029-232-9138	納入書の送付	（必要）・ 不要

前職分・他社分の給与等を合算して年末調整をしていますか。 （はい）・ いいえ

6欄にて「はい」を選択した場合には、個人別明細書摘要欄に「前職分・他社分の支払者名、給与支払金額、社会保険料、源泉徴収税額」を必ず記載してください。
※記載が無い場合は前職分・他社分が含まれていないと判断します。

記入する内容について	
1	給与支払者の個人番号又は法人番号を「右詰め」で記入してください。
2	会計事務所等を経由して提出する場合は、総括表を会計事務所等にお渡しいただき個人別明細書と併せて提出してください。
3	１月１日時点で給与等の支払を受けている者の総人員を、「他市区町村に居住する者の分も含めて記入」してください。
4	「特別徴収対象者」は個人住民税を給与から差し引く人員を、「普通徴収対象者」は個人納付する人員を記入してください。
5	特別徴収を行う場合で、納入書を使用する場合には「必要」を、納入書を使用しない場合には「不要」を○で囲んでください。
6	前職分・他社分の給与等を合算して年末調整をした場合は、「はい」を○で囲んでください。

2 普通徴収切替理由書（兼 仕切書）の記入方法

事業所名　株式会社 ○× 商事

普通徴収切替理由書（兼 仕切書）

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が２人以下（下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	4 人
普C	給与が少なく税額が引けない（【例】年間の給与支払額が115万5千円以下）	3 人
普D	給与の支払が不定期（給与の支払が毎月でない）	人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者又は退職予定者（５月末日まで）及び休職者（休職者は、4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。）	2 人
合計（普A～普Fの合計人数）		9 人

普Aから普Eまでの人数と一致

○× 商事の場合(例)	
乙欄 該当者（普B）	該当者４人（うち水戸市在住者４人） 1
給与支払額115万5千円以下（普C）	該当者４人（うち水戸市在住者３人） 2
給与の支払が不定期（普D）	該当者２人（うち水戸市在住者０人）
事業専従者（普E）	該当者０人（うち水戸市在住者０人）
退職者・退職予定者・休職者（普F）	該当者２人（うち水戸市在住者２人） 3

普Fの人数と一致

A 総括表

報告人員	特別徴収対象者	3 人
	普通徴収対象者（退職者）	2 人
	普通徴収対象者（退職者を除く）	7 人
	報告人員の合計	12 人

上記のように、項目ごとに該当者の人数を記入してください。

3 給与支払報告書（個人別明細書）について

個人別明細書は、令和９年度（令和８年分）から、税務署から配付される年末調整関係書類に同封されなくなりました。様式は下記の水戸市ホームページからダウンロードしてください。

または

水戸市ホームページ → 詳細検索 → ページID検索「132511」と入力 → 表示

4 eLTAXにより給与支払報告書を提出する事業者の皆様へ

eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合は、総括表及び普通徴収切替理由書の提出は不要です。

また、普通徴収対象者がいる場合は、普通徴収対象者の個人別明細書の「摘要」欄に普通徴収切替理由の符号を入力の上、「普通徴収」欄にチェックしてください。

5 税務署に提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚以上の事業者の皆様へ

前々年（令和７年）に税務署に提出した給与所得の源泉徴収票が30枚以上の事業者の方については、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられています。

eLTAXには、給与支払報告書データの一括送信、特別徴収税額の納入等の便利な機能があり、無料で利用できます。

詳細は、eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）で御確認ください。

eLTAXの利用に関するお問合わせは、eLTAXヘルプデスク（(電話：0570-081459)、つながらない場合は、03-6745-0720）までお願いします。

給与支払報告書提出期限　令和９年２月１日

提出先・お問合せ先
〒310-8610　茨城県水戸市中央１丁目４番１号
水戸市 財務部 税務事務所 市民税課
電話番号　029-224-1111（内線1611・1612）